

立入検査結果等に対する審査会の基本的な考え方

条例第 8 条第 1 項第 1 号の適用について		
書類の種類及び記載内容 (条例第 8 条第 1 項第 1 号を適用し、非公開とした部分のあるもの)	実施機関の主張及び説明	審査会の判断 (対象文書を確認した結果)
1 簿冊内文書一覧	<p>①廃棄物が投棄等されているとして通報のあった土地の地番、②通報のあった土地が特定される地図、写真など、③法人(個人事業主を含む。)の名称、住所、電話番号、代表者名などの情報については、廃棄物が投棄等されていたことは、立入検査等により確認できたが、誰が投棄したかについては、調査したが特定に至らなかった。</p> <p>よって、これらを公開すると関係した法人の名誉侵害、社会的評価の低下につながるることになり、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報である。</p>	<p>1 から 4 まで</p> <p>原則適用可であり、原則非公開妥当である。</p> <p>簿冊内文書並びに管理用紙(決裁文書又は供覧文書)、その添付文書である立入検査結果及びその他の添付文書に記載されている法人について、どの法人が違法な行為を行ったかという特定ができなかったとのである。それにもかかわらず、非公開部分に記載された法人名又は法人の特定につながる情報を公開すれば、風評被害を受けるなど法人の正当な利益を害されると認められることができる。</p> <p>また、生産技術上又は営業上のノウハウなどの情報が記載されており、これらを公開すれば、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることができる。</p>
2 管理用紙 (決裁文書又は供覧文書)		
3 「立入検査結果」と題した文書の種類 (1) 立入検査結果の報告 (2) 報告書(廃棄物処理法第 18 条第 1 項)の内容の要点 (3) 担当事務所と他の行政機関との事務連絡、情報共有、上司への報告など (4) 事情聴取の概要、問い合わせ(電話連絡等)内容の概要		
4 立入検査結果以外の添付文書 公益通報、地図、写真、(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条に基づく)産業廃棄物の処理に関する報告書、同報告書の依頼文、産業廃棄物の適正処理に関する指導書(控)、申立書、阪南市からの依頼文、産業廃棄物の適正処理に関する連絡書(控)、FAX 送信書、名刺の写し、【概要】・【18 条報告に基づく不法投棄の疑いに関する調査報告結果】等		

立入検査結果等に対する審査会の基本的な考え方

条例第 9 条第 1 号の適用について		
書類の種類及び記載内容 (条例第 9 条第 1 号を適用し、非公開とした部分のあるもの)	実施機関の主張及び説明	審査会の判断 (対象文書を確認した結果)
1 管理用紙 (決裁文書又は供覧文書)	<p>①担当者の氏名、携帯番号、②署名、③職員以外の人物が写った写真などは、個人のプライバシー保護の観点から、公開してはならない情報である。</p>	1 原則適用可であり、原則非公開妥当である。
2 「立入検査結果」と題した文書の種類 (1) 報告書(廃棄物処理法第 18 条第 1 項)の内容の要点 (2) 担当事務所と他の行政機関との事務連絡、情報共有、上司への報告など (3) 事情聴取の概要、問い合わせ(電話連絡等)内容の概要		2 原則適用可であり、原則非公開妥当である。
3 立入検査結果以外の添付文書 公益通報、撮影場所概要書、地図、写真、(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条に基づく)産業廃棄物の処理に関する報告書、産業廃棄物の適正処理に関する指導書(控)、申立書、阪南市からの依頼文、産業廃棄物の適正処理に関する連絡書(控)、FAX 送信書、名刺の写し、【概要】・【18 条報告に基づく不法投棄の疑いに関する調査報告結果】等		3 立入検査結果以外の添付文書 対象文書を確認したところ、個人のプライバシーに関する情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、非公開妥当である。

立入検査結果等に対する審査会の基本的な考え方

条例第 8 条第 1 項第 4 号の適用について		
書類の種類及び記載内容（条例第 8 条第 1 項第 4 号を適用し、非公開とした部分のあるもの）	実施機関の主張及び説明	審査会の判断（対象文書を確認した結果）
<p>1 「立入検査結果」と題した文書の種類</p> <p>(1) 報告書（廃棄物処理法第 18 条第 1 項）の内容の要点</p> <p>(2) 担当事務所と他の行政機関との事務連絡、情報共有、上司への報告など</p> <p>(3) 事情聴取の概要、問い合わせ（電話連絡等）内容の概要</p>	<p>任意の立入検査や事情聴取の結果、府の調査における協力機関の情報が記載されており、これらの情報を公にすることにより、今後同種の調査業務等の遂行に著しい支障を及ぼす。</p>	<p>1 (1) 原則適用不可であり、原則公開妥当である。</p> <p>廃棄物処理法第 18 条第 1 項に基づく報告書であり、提出することは義務であるため公にすることにより、事務の遂行に著しい支障は生じない。</p> <p>ただし、別表 3 - 2 で条例第 8 条第 1 項第 1 号又は第 9 条第 1 号の適用が妥当とされている情報については、その部分是非公開妥当。</p> <p>(2) 原則適用不可であり、原則公開妥当である。</p> <p>当審査会において本件行政文書を見分したが、行政機関相互のやりとりであり、これらの非公開部分を公開することにより、今後協力を得られなくなることは想定され得ない情報であった。</p> <p>ただし、特定の権限が認められている行政機関から本件の関連で「問合せのあった記録」については、公開すれば、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>当該部分についてのみ、適用可である。</p> <p>(3) 原則適用可であり、非公開妥当である。</p> <p>立入検査自体は廃棄物処理法第 19 条に根拠があるが、その際の事情聴取には強制力はない。任意の協力により情報収集した内容であり、非公開部分を公開すれば、今後協力を得られなくなるなど、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。</p>
<p>2 立入検査結果以外の添付文書</p> <p>(1) 申立書（立入検査の対象者が実施機関に提出した文書）</p> <p>(2) 申立書以外の添付文書 FAX 送信書、御見積書、産業用太陽光発電システム売買契約書、造成計画図、地形図</p>		<p>2 (1) 原則適用不可であり、原則公開妥当である。</p> <p>申立書の内容は、提出義務のある報告書には虚偽の記載をしていないと書いているに過ぎない。</p> <p>ただし、別表 3 - 2 で条例第 8 条第 1 項第 1 号又は第 9 条第 1 号の適用が妥当とされている情報については、その部分是非公開妥当。</p> <p>(2) 原則適用可であり、原則非公開妥当である。</p> <p>これらの添付文書は、任意の協力により提出を受けた書類であり、非公開部分を公開すれば、今後協力を得られなくなるなど、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。</p>
<p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する報告書（廃棄物処理法第 18 条第 1 項に基づく報告書）</p> <p>(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する報告書（廃棄物処理法第 18 条第 1 項に基づく報告書）の添付文書 （注文書、御見積書、数量統括票、全部事項証明書、土地売買契約書、重要事項説明書等）</p>	<p>本件に関連する企業が、府の要請に基づき提出した報告書である。</p> <p>今回の事案については、府が調査を行ったが、関連企業が違法行為を行ったという事実を特定することができなかった。よって、義務付けのある報告書であるとはいえ、今後、廃棄物処理法第 18 条を根拠に企業等に対して求めた際に、報告書の記載内容を必要最低限の範囲しか記載しないなど、「報告書徴取」の目的を達成することが不可能になる。</p>	<p>(3) 原則適用不可であり、原則公開妥当である。</p> <p>廃棄物処理法第 18 条第 1 項に基づく報告書であり、提出義務や罰金（廃棄物処理法第 30 条第 6 号）の規定もあるため、公開により今後の協力が得られなくなるということとはできない。</p> <p>ただし、別表 3 - 2 で条例第 8 条第 1 項第 1 号又は第 9 条第 1 号の適用が妥当とされている情報については、その部分是非公開妥当。</p> <p>(4) 原則適用不可であり、原則公開妥当である。</p> <p>報告書（廃棄物処理法第 18 条第 1 項）の提出は、義務であるためその添付文書も同様に考えるべきである。</p> <p>ただし、別表 3 - 2 で条例第 8 条第 1 項第 1 号又は第 9 条第 1 号の適用が妥当とされている情報については、その部分是非公開妥当。</p>
<p>(5) 宅地造成等規制法許可申請に関する調査報告書（「公益通報」の添付文書）</p>	<p>任意の立入検査や事情聴取の結果、府の調査における協力機関の情報が記載されており、これらの情報を公にすることにより、今後同種の調査業務等の遂行に著しい支障を及ぼす。</p>	<p>(5) 原則適用不可であり、原則公開妥当である。</p> <p>工事の際には、阪南市宅地造成等規制法施行細則第 14 条によりこの報告書と同内容の標識（様式第 10 号）が掲示されているため、これらの非公開部分を公開することにより、今後の協力を得られなくなるということとはできない。</p>